

## 議案第 7 1 号

甲府市旅館業法施行条例及び甲府市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定について

甲府市旅館業法施行条例及び甲府市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市旅館業法施行条例及び甲府市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(甲府市旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 甲府市旅館業法施行条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号ア中「脱衣場」の次に「（蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気、温泉等を組み合わせて使用するもので、市長が善良な風俗を害するおそれがないと認めたものにあつては、洗い場及び脱衣場）」を加える。

(甲府市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 2 条 甲府市公衆浴場法施行条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「脱衣場」を「浴場内」に改め、「携帯品を」の次に「安全に」を加え、「鍵のある」を削り、「箱」の次に「その他これらに類するもの」を加え、同項第 5 号中「天井張り」を「清掃及び消毒を容易に行うことができる構造」に改め、同項第 1 1 号中「おおい」を「覆い」に、「衛生上支障がない場所に汚水を」を「浴室の汚水を衛生上支障がない場所に」に改め、同項第 1 5 号中「は、1 箇所以上の」を削り、「設備を設け」を「体制を整備し」に改め、同条第 2 項中「若しくは温泉等」を「、温泉等」に改め、同項第 1 号中「及

び第15号」を「から第15号まで及び第26号ア」に改め、同項第2号中「及び第2号」を「、第2号」に、「浴室」を「洗い場」に改め、「除く。）」の次に「及び第16号（男女別の入浴者用便所を設ける部分に限る。）」を加える。

第5条第2項中「若しくは温泉等」を「、温泉等」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受け営業している公衆浴場（この条例の施行の日前に当該許可の申請をし、同日以後に当該許可を受けることとなった公衆浴場を含む。）について、第2条の規定による改正後の甲府市公衆浴場法施行条例第4条第1項第5号の規定（同条第2項において適用する場合を含む。）に適合しない部分がある場合においては、当該部分が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、これらの規定は、適用しない。

#### 提案理由

入浴施設の形態の多様化に鑑み、旅館業及び公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。